

清川村選挙管理委員会議事日程

令和7年12月1日

清川村役場 政策審議室

日程第1 議案第68号 選挙人名簿から抹消すること

日程第2 議案第69号 選挙人名簿に登録する者を定めること

日程第3 議案第70号 地方自治法第74条第1項等に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数を定めること

日程第4 議案第71号 地方自治法第76条第1項等に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数を定めること

日程第5 議案第72号 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項等に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数を定めること

日程第6 議案第73号 選挙人名簿への登録を行う日を定めること

日程第1
議案第68号

選挙人名簿から抹消すること

別紙の者は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条に該当する者であるので、選挙人名簿から抹消する。

令和7年12月1日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次

日程第2
議案第69号

選挙人名簿に登録する者を定めること

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定により選挙人名簿に登録する者を、別紙のとおり定める。

令和7年12月1日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次

日程第3
議案第70号

地方自治法第74条第1項等に規定する選挙権を有する
者の総数の50分の1の数を定めること

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第
75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年
法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を
有する者の総数の50分の1の数は、47である。

令和7年12月1日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次

日程第4
議案第71号

地方自治法第76条第1項等に規定する選挙権を有する
者の総数の3分の1の数を定めること

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、768である。

令和7年12月1日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次

日程第5
議案第72号

市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項等に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数を定めること

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数は、384である。

令和7年12月1日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次

日程第 6
議案第 7 3 号

選挙人名簿への登録を行う日を定めること

令和 8 年 3 月 1 日における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 1 項の規定による選挙人名簿への登録を行う日を、同項の規定により登録月の 1 日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日とし、次のとおり定める。

登録を行う日 令和 8 年 3 月 2 日

令和 7 年 12 月 1 日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次